

先天異常モニタリングにおけるプライバシーの保護について

研究協力者 柳 川 従 道

はじめに

先天異常モニタリングシステムに関する研究の中で、私に与えられたテーマは、このモニタリングにおけるプライバシーの保護方策のあり方を主として法的観点から検討することである。しかし、このテーマは、医学、法学、社会学の領域にまたがる複雑かつ困難な問題を含み、就中、後述するように、プライバシーの法的保護がその社会的要請に充分応えられる状況ではなく現にその進化の途上にあるという事情は、事柄をより困難にしている。以下に述べることは、このような事情のもとでの、現在までの私の検討結果であり、中間的・暫定的報告の性格を有するものである。

1. 先天異常モニタリングにおいてプライバシー保護に配慮しなければならない理由

このモニタリングにおいてプライバシーの保護に配慮しなければならない主たる理由は2つある。その1は、このモニタリングにおいては、先天異常に関するデータなど高度にプライバシー性のある情報を含む情報を、ある場面においては個人識別情報（ID情報）付で取扱わなければならないという点であり、その2はその方法として個人情報をコンピューターにより処理、蓄積しかつ利用するという点である。この後者の点は、後述するように、近時個人情報のコンピューターによる処理、蓄積、利用によるプライバシー侵害またはその不安が社会問題化しており、その規制を立法化する動きが現にあることと関連するものであり、比較的新しい問題である。

2. 先天異常モニタリングにおけるプライバシー保護方策を考えるに当たって考慮すべき要請および問題の所在

このモニタリングにおけるプライバシー保護方策を考えるに当たって考慮すべき要請は以下のとおりである。

(1) モニタリングの側からの要請

ア. モニタリングの公益性の尊重

モニタリングは、その目的からして秀れて公益性のあるものである。モニタリングにおけるプライバシー保護の問題は、私益と公益との相剋の問題であるが、その間の調和を見出すに当り、モニタリングの有する高度の公益性が十分に評価されなければならないということである。なお、ここでは、従来行われて来た医学研究目的での患者のデータ使用

に対する社会的容認の慣行も評価されなければならないと考えられる。

イ. モニタリングシステムとしての機能性の確保

モニタリングの対象となる者（母集団）に偏りがなければい程モニタリングの精度が高くなるのであり、また、モニタリングシステムの効率的運用の面からすればプライバシー保護の手続は簡便であるに越したことはない。これらの観点から個別のケースの具体的な同意の存在をその要素とすることはなるべく避けたいということである。

ウ. モニタリングシステムの永続性の確保

モニタリングは、その目的を達するためには将来にわたって機能しうるものでなければならない。そのためには現時点で構築したシステムが将来相当期間にわたってそのまま機能することが望ましいということである。そのため、プライバシーの保護方策についても将来の変化を視野に入れたものであることが望ましいということになる。

(2) プライバシー保護の側からの要請

ア. 法的要請

まず、プライバシー保護に関する現行法上の要請を満たすことが要求されるということであり、次いで、後述するように現にプライバシーの法的保護を拡大する動きのあるところから、これから将来の法的保護の内容が予想されうるものであるなら、可能な限りその法的要請にも応ずることが求められるということである。

イ. 社会的要請

プライバシー保護の要請の中には、前述の法的要請のほかに社会的要請が存在する。例えば、国際的レベルでは OECD 理事会勧告に代表されるものであり、国内的には、「プライバシー保護研究会」の報告をはじめとし、政治的団体による保護法案の公表、日本弁護士連合会コンピューター研究委員会の提言、プライバシー保護に関する世論調査結果（昭和56年5月、内閣総理大臣官房広報課）などに表われているものである。これらに表われた要請がどれだけ社会的総意としての要請を表わしているかはともかくとして、現行の法的保護範囲を越えた保護要請が社会的に存在することは明らかである。

以上の諸要請を概観すると、モニタリングにおけるプライバシー保護方策を考えるに当たっての問題の所在は以下のとおりと考えられる。

(1) 法的要請との関連での問題点

ここでは、法的保護の拡大という動向が現存するため、法的保護の将来像をどう予測し、現時点においてこれをモニタリングにおける保護方策にどう取り込めるかがまずその第1の問題点となる。

また、現在の法的保護および将来の法的保護像をどう把握するにせよ、モニタリングシステムをその必要最少限度の機能を保持できるように仕組んだ場合でも、これら法的保護の要請を満たし切れない部分がある場合に、モニタリングの公益性をもってなおその適法性を主張しうるかということが第2の問題点である。

以上2つの問題点は、いずれも困難な問題点である。

(2) 社会的要請との関連での問題点

ここでは、法的要請を満足できた場合に更にこれを超えて社会的要請に応ずることができるか、応ずるとすればどの範囲で応ずべきかが問題となる。モニタリングを社会的に円滑に運用するためにはなるべく社会的要請にも応えられるほうが有利であることは明らかであるが、果してどこまでそれが可能かどうかということである。

3. 法的要請の現状および将来像についての考察

(1) 法的要請の現状

プライバシーの保護については、現行法制下では統一的な法規は存在しない。各法域において、その法域における必要性の限度で個別に保護策が講じられているに止まる。換言すれば、現行法制下では、プライバシーとは、個々の法域においてそれぞれの保護態様のもとでの個人に関する情報が法的に保護される場合に当該個人が享受することとなる法的利益の寄せ集めに過ぎないといえることができる。

このような現行法制下でのプライバシーの法的保護を、その保護対象と保護態様とについて概観すると、各法域において若干のちがいはあるが、総じて言えば、その保護対象は個人の秘密に限定され、その保護態様はかかる個人の秘密の漏泄ないしは公表を違法とするに止まるものといえることができる。

以下、少しく具体的にその内容を概観する。なお、かかる法的規制は各法域にかなり多数存在するが、ここではその主たるものであってモニタリングに関係のありうるものに限って概観する。

プライバシーの法的保護は、公法的保護と私法的保護とに大別される。

ア. 公法的保護

特定の公的立場にある者による個人の秘密の漏泄等を刑罰等を課することをもって禁止することをその中核とする保護方法である。例えば、刑法第134条（医師等による人の秘密の漏泄禁止）、国家公務員法第100条、同第109条、地方公務員法第34条、同第60条（公務員による職務上知り得た秘密の漏泄禁止）などである。

イ. 私法的保護

民法第709条にその基礎をおく私人間における保護であり、個人の秘密の公表につき被害者に事後的に損害賠償請求権等を認め、また事前に公表を差し止める権利を認めることによる保護方法である。

以上の法律レベルにおける保護のほかに、近時、各地方公共団体の中には、その条例をもって個人情報保護の方策を講ずるものが増えており、その内容については今後個別に調査する必要がある。

(2) 法的要請の未来像

上述のように現状における法的保護は、個人の秘密の漏泄ないしは公表の禁止であるが、

近時、コンピューターによる個人情報の処理、蓄積および利用の激化に伴い、それによるプライバシー侵害やその不安が社会問題となり、そこで取扱われている個人情報は必ずしも旧来の個人の秘密に該当せず、またその侵害態様も必ずしも旧来禁止されている漏泄ないしは公表に該当しないため、現状における法的保護方法をもってしては、かかる侵害やその不安を除去できない事態が生じている。かかる事態の発生を契機として、プライバシーの法的保護範囲を拡大すべきであるとの社会的な要請が生じ、そのため、総務庁は「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案」を作成し、その立法化により個人情報のコンピューターによる取扱いを法的規制のもとにおき、法的保護対象としてのプライバシーとその保護態様を拡大する作業を進めている。同法案の確定的内容は本報告作成の時点においては公にされていないため、その細部は明らかでないが、この法案による規制対象は、当面行政機関による個人情報のコンピューター処理に限定されていること、また、医療情報の処理は除外されているとのことである。しかしながら、その適用の有無の区分が具体的にいかなるものとなるのかは、最終的な立法化による確定を待たなければ明らかになし得ず、これとモニタリングシステムとがどのような関係に立つことになるのかも確定できない。なぜなら、例えば、モニタリングに行政機関がその主体にならずともなんらかの形で関与することは充分予想されるが、そのことが同法（案）との関係でいかなる評価を受けるのか、また、モニタリングにおいて取扱う情報は必ずしも医療情報のみではなく（環境要因はその例）、これら医療情報以外の個人情報について同法（案）の適用があるのかないのか、また、同法（案）の対象とされている個人情報はID情報付のものといわれているが、ID情報が顕在しているもののみを指すのか、あるいは潜在的個人情報付のものをも含むのか（総務庁は、その「行政関係における個人情報保護対策」一昭和62年3月1日発行一第14頁において、「個人情報とは、個人に関する情報であって、当該個人を識別できるものをいうが、……なお、当該情報のみでは特定個人を識別できないが、当該機関の保有する他のファイル又は台帳等と照合することにより識別できるものは含むものとするのが適当であると考えられる」としており、モニタリングにおける取扱情報は、常時少くとも潜在的にID情報付であることは免れないため、この点の検討も必要となりうる）などの諸点を無視することは出来ないからである。

モニタリングにおけるプライバシーの法的保護策を考えるに当たっては、上記法案の今後の成行きを待たなければならないが、仮に同法案が立法化され、その検討の結果、モニタリングが同法（案）による法的規制の対象外であることが明らかになった場合であっても、同法案による立法化の結果、当面はその対象外とされた領域に対し、その後どのような形で立法化等による法的規制が波及して行くのか、それがモニタリングとどのようなかわり合いを持つのかも無視し得ないところであるが、これは今後の情勢の推移を見守るしかないものである。

(3) 法的要請に関する考案のまとめ

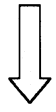
モニタリングにおいて、プライバシーの保護に関する法的要請を満足することは絶対的条件であるが、上述の事情から法的要請の内容が近い将来どのように変化するか確定し難いため、本報告の時点においては具体的保護策を決定することは時期的に不適當である。当分の間少くとも上記法案の立法化の成行きを見定める必要があると考える。

4. 社会的要請についての考察

現行法によるプライバシーの保護が、その社会的要請から見れば不十分であり、そのため、その1部分を満すべく立法化の試みがなされていることは上述のとおりである。かかる立法化が社会的要請の1部分を満す形で試みられている理由は、必ずしもその1部分のみが本来的に保護に値するということによるのではなく、立法技術などとの関係から当面1部分についてとりあえず立法措置を講ずるものとの色彩の濃いものであることは否定し得ない。そうであるとするなら、現実の立法による保護はたとえその1部分に限定される結果となっても、これと同質であって同様に取扱われるべきものについては、これを同様に扱うべきであるとする社会的要請が強まるものと予想される。モニタリングの機能を維持しつつ法的要請を超えて社会的要請にも応えることができるかどうかは困難な問題であるが、情勢の推移を見つつ検討する必要がある。

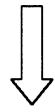
ま と め

本報告は、冒頭にも述べたように中間的報告であり、モニタリングにおけるプライバシーの保護策については今後引続き検討を重ねて具体的保護策を見出して行くこととなるが、そのためには、とりあえずは前述の保護法案の立法化の試みを中心とした法的動向および社会的動向に注目することになる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

先天異常モニタリングシステムに関する研究の中で、私に与えられたテーマは、このモニタリングにおけるプライバシーの保護方策のあり方を主として法的観点から検討することである。しかし、このテーマは、医学、法学、社会学の領域にまたがる複雑かつ困難な問題を含み、就中、後述するように、プライバシーの法的保護がその社会的要請に充分応えられる状況ではなく現にその進化の途上にあるという事情は、事柄をより困難にしている。以下に述べることは、このような事情のもとでの、現在までの私の検討結果であり、中間的・暫定的報告の性格を有するものである。

1. 先天異常モニタリングにおいてプライバシー保護に配慮しなければならない理由

このモニタリングにおいてプライバシーの保護に配慮しなければならない主たる理由は 2 つある。その 1 は、このモニタリングにおいては、先天異常に関するデータなど高度にプライバシー性のある情報を含む情報を、ある場面においては個人識別情報(ID 情報)付で取扱わなければならないという点であり、その 2 はその方法として個人情報をコンピューターにより処理、蓄積しかつ利用するという点である。この後者の点は、後述するように、近時個人情報のコンピューターによる処理、蓄積、利用によるプライバシー侵害またはその不安が社会問題化しており、その規制を立法化する動きが現にあることと関連するものであり、比較的新しい問題である。